

## 令和4年度長崎地方裁判所委員会議事概要

日 時 令和4年10月25日（火）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テーマ 裁判所における障害者等に対する配慮について

出席者

（地裁委員）

片山隆夫（委員長）、古賀陽子、潮海二郎、関川修一、鶴田洋佐、永池泰典、永田雅英、山田晃、山田貴己、山本きよみ（五十音順、敬称略）

（事務担当者）

丸尾事務局長、上野民事首席書記官、谷内刑事首席書記官、谷総務課長、山口会計課課長補佐

### 議 事 要 領

第1 開会

第2 委員長の互選

第3 委員あいさつ

第4 委員長代理の指名

第5 議事

1 テーマについての説明

2 協議・意見交換

（以下、発言者は、委員長：□、委員：○、事務担当者：△と表示）

○ 障害者の方には身体的な障害をお持ちの方と、知的な障害をお持ちの方がおられるところ、先ほどの裁判所からの説明は身体的な障害をお持ちの方への対応だったが、知的な障害をお持ちの方へはどのような対応をされているのか。

△ 知的な障害をお持ちの方が一人で裁判所に来られるというケースはあまり無いが、もし来られた場合、例えば、民事事件の訴えを提起したいというこ

とであれば、分かりやすい言葉でゆっくり説明し、記載例を示しながら、裁判所の説明をご理解いただけているかを確認しながら対応している。過去の対応では、理解が難しいというケースを経験したことがあるが、その時はご親戚の方と一緒に来庁いただくことをご提案した。

- 申立てや相談の際に、説明が分かりづらいなどの申出をいただいた場合には、申出内容や要望に応じて丁寧に対応していくことになる。申出にならない方に関しては、その方の表情や態度で、内容を理解していただいているかを確認しながら対応していくことになる。
- 裁判員候補者に対する質問票に、障害があり裁判所のお手伝いが必要な人はチェックをいれる欄があるということであったが、目が見えず、内容を読めない方もいると思うが、その方たちにはどうやってチェック欄に記入してもらっているのか。
- △ 裁判所から裁判員候補者に質問票を送付する段階では、障害の有無が判然としないため、質問票の送付を受けた方の同居者の方や介助者の方が中身を確認されて、必要に応じて裁判所に問合せをいただき、その際に代筆等を含めて説明することで対応している。
- 実際に目が不自由な方が裁判員候補者として来庁したことはあるのか。
- △ 私自身は経験がないが、仮にそのような連絡があった場合には、同伴者の方がお見えになるのか、お一人で来られるのかを確認し対応することになる。過去に弱視の方の対応を行ったことがあるが、来庁時間を確認し、玄関先から待機室まで案内したことはある。
- 私は、過去に難聴の方が裁判員となられた事例を経験した。裁判員裁判では、審理の際は法廷を、評議の際は小部屋を利用することになるが、各部屋に磁気ループを設置し、発言をする際には専用のマイクを使ってもらった。裁判員・補充裁判員の方もそこは心得ていて、気持ちよく、マイクを回しながら話合いを行い、難聴の方も積極的に意見を述べられて、最終的な結論ま

でいくことができた。

難聴の裁判員候補者の方が手話通訳の利用を希望された事例も経験したが、裁判員に選ばれてから準備しては間に合わないので、事前に手話通訳者の準備をして、裁判員候補者の段階から手配し、対応した。

障害がある方が裁判所に来られる際に、可能な限り嫌な思いをしないで、手続に参加していただくことを、裁判所は地道に繰り返していかなければならない。障害がある方が裁判所に行ったら迷惑をかける、手間をかけるから、裁判所には行かないということは最も避けなければならない事態であると考えている。そういうことが無いように地道に努力していかなければならないし、そのためには他の裁判所の事例を入手し、準備をしていくことが必要であると考えている。

- 障害がある方への体制づくりを行っていないといけないと思うが、裁判所のなかで具合が悪くなった時に対応する保健師や看護師が常時いるのか、それとも具合が悪くなった時に対応するのか。
- △ 本庁には常勤で看護師が一人いるが、看護師で対応できることは限られており、突発的に具合が悪くなった時に駆けつけて応急措置を行い、医者や救急車に繋ぐ初動を行っている。医者は非常勤なので、常駐ではなく、専門も内科ではないので、裁判手続を行うにあたり、体調に不安があるという情報が事前にあった場合には、具合が悪くなったときに適切な対応ができるよう看護師も含め職員が事前に情報共有している。
- 傍聴抽選について、先ほどの説明では健常者と障害者を分けて抽選を行うということであったが、最初から健常者と障害者を分けて抽選を行うということは逆に差別しているようにも思えるが、そもそも健常者と障害者を分けて抽選を行うものなのか、それとも障害者に特別に配慮して優先させているのか。
- △ 法廷内の車いすのスペースを確保するために、傍聴席を取り外す必要があ

るが、前もって傍聴券を何枚配るのかを公示しておかなければならないので、当日車いす利用者の方が何人来庁されたかによって健常者の方との比率を合わせて、傍聴券を配布するというのは現実的には難しい。そのため、今までの経験から車いす利用者の方がこのくらい来庁されるのではないかという予測のもとで、健常者と障害者がある程度同率になるように、裁判官と相談しながら傍聴券の配布枚数を検討している。結果的には、障害者が優先されるようなこともあるかとは思いますが、思考過程としては健常者も障害者も平等になるように検討している。

○ 私が裁判所に足を運んでいたのは随分前になるが、その時は公開された法廷の手続でも裁判官によっては声が非常に小さく、聞き取りづらいといったことや、民事事件だと一般の方が傍聴していても何が行われているのか分からないということがあった。施設面の対応や障害者にとって分かりやすいということも、もちろん必要であるが、そもそも裁判の進行自体が分かりにくかったり、聞き取りづらかったりというところを改善していかないと、裁判所の敷居はなかなか下がらないのではないかと思う。そのあたりのことで何か裁判所で考えていることがあればお聞かせ願いたい。

○ 私（裁判官）は主に刑事事件を担当しているので、民事のことは外れてしまうが、裁判員裁判であれば、一般の方が初めて傍聴に来られても、だいたい何をやっているのか分かる手続となっていると思う。また、刑事裁判については、一般の方が傍聴に来られても、どういうことをやっているのかが分かる手続となっていると思うので、そのあたりは改善されてきていると思う。

民事事件となると、どうしても内容自体が専門的・技術的なものもあるので、分かりにくいところがあるとは思いますが、裁判官によっては、どういうことをやっているのかをかみ砕いて説明するなど、工夫されている方もいる。

声が小さい裁判官には気を付けてもらうしかないが、少なくとも当事者や

被告人に分からないようなことがあれば大問題なので、そこはすごく気を使うようにしている。

- 他の委員（弁護士）の方はどうか。
- 夏場などは、空調の関係で声が全く聞こえないことが昔は多かった。でも最近はよくなっている。民事裁判は、弁護士も裁判官も早口になることも多く、傍聴席の人には分かりにくいと思うので、私が代理人として法廷で話す場合、事件関係者が傍聴席にいる時には、特に傍聴席にも配慮している。
- 他の委員（検察官）の方はどうか。
- やはりコロナ禍になって、マスクもしているし、アクリル板を立てる時もあるので、それによって、裁判官に限らず、当事者の声も聞こえないということを知っている。検察官に限らず、証人として出る方もマスクをしながら長時間話をしなければならない場面では体力を消耗するため、少なくとも法廷にいる人たちにはきちんと聞こえる声を証人の方が発することができるように、裁判官と相談し、適宜、休憩をとりながら裁判を進行してもらっているところである。
- 裁判官の声が小さいという声があることについて、私自身は、昔から認識していた。とりわけ、交通事故のご遺族が傍聴席にいらっしゃって、裁判に関心を寄せているけれども、裁判官の声が聞き取りにくかったということを知り、検察官などを通じて裁判所に伝えられるというケースがあり、各裁判官に配慮を求めるといったことがあった。

裁判官の声が小さいという指摘については、裁判所内部で周知させていただきたい。

- 障害の有無に関わらず裁判を受ける権利を実現することは大切なことであるが、それを実現するためには、裁判所の窓口担当者に対する研修なども必要であると思う。知的障害をお持ちの方の場合は、対応が若干特殊な場合もあるので、知的障害者の権利を守るということを第一に考えながらも、窓口

担当者の負担もなんらかの形で軽減するという対策があつてこそ、知的障害者の権利も守られるという発想もあると思う。

- 公共機関にお勤めの委員の方の話を伺いたい。
- 相談なのかクレームなのかの線引きが難しい方もいらっしゃる。その中には精神的な障害を抱えている方もいらっしゃる。そういった場合には、保健所と情報共有できるところは、情報共有しながら対応している。ただ、全体的な対応としては、よくお話しを聞いた上で、ご本人が何を求めているのかということ聞き取るようにしている。また、担当の窓口の職員が孤立して、一人で悩まないように、職員間で情報共有を行っている。
- 民間ではどのような配慮をしているのか伺いたい。
- 私どもは今、SDGsに取り組んでいる。これは幅広く障害者の方も含め、すべての方に公正で公平な対応を行っていくという考え方であるが、それを進めるにあたり、担当者の資質向上はもちろんであるが、負担軽減も必要となってくる。そこで業務をデジタル化できないかということが、私ども経済界ではかなり進んできている。長崎地裁でどのような取組が行われているかについて、磁気テープなどのハード面については、先ほどの説明で伺ったが、例えば、この地裁委員会の議事録などをパソコンに取り込んで、その場ですぐに流すといった取組などが必要なのではないかと。今、識字率は多分97パーセントを超えているので、話したことがすぐモニターに出てくる、あるいは、受付を無人化して、タブレット入力で対応するなど、コロナ禍で技術はどんどん進んでいるので、受付といった一次対応については、負担を減らすことが可能であり、デジタル化できる世の中になってきている。予算の関係はあるが、機械ができるところは機械がやる、その後の心と心の対応については、負担がかからないようにしながら人間がやるというように、システムティックにやっていくことにより、よりよい運用ができるのではないかと考えた。

- SDGs といった、「誰一人取り残さない」という取組がいろいろなところで行われている。裁判所も設備等でいろいろ配慮をしていると思うが、最終的には人と人とのコミュニケーションが大事であると思うので、負担が多いところもあるかもしれないが、丁寧に説明し、丁寧に話を聞くということが大事であると感じた。
- 本日の各部署の担当者の説明を聞いて、努力をされていることが分かり、敬意を表したいと思う。ただ、その上で、例えば駐車場を整備するという形で障害者への配慮も大事であるが、やはり、どうしても国の機関のデジタル化の遅れという側面があるので、裁判についてもできるところはリモート化を進めていくことが必要である。ただ、個々の地方裁判所では、なかなかできることではないので、国全体の施策として進める必要がある。そういったことを進めることで、個々の職員の感情労働的な負担感を軽減するとか、あるいは、障害者が裁判を受ける権利をより高いレベルで保証するとか、そういった活動に結び付けることができるのではないかと思う。ぜひ、この地方裁判所委員会を通じて、国に予算を付けてもらうように、働きかけていただきたい。
- 貴重なご意見として、今日の皆様のご意見を受け止め、今後の地方裁判所運営上に生かしていきたい。その他ご意見等があれば承る。
- 先ほどリモートで裁判手続を行っているという話があったが、実際どのくらいリモートで行っているのか。状況が分かれば、教えていただきたい。
- △ 民事の裁判の関係だと、弁護士事務所と裁判所をつないだWeb会議で弁論準備手続などやっている。だいたい期日の7割近くをWeb会議で行っている状況にある。ただ、改正民事訴訟法が施行されるまでは、口頭弁論期日はWeb会議で実施できないため、現状、それ以外の弁論準備手続や書面による準備手続期日においてWeb会議を利用している。
- 裁判所はデジタル化を推進しているが、まずは民事裁判についてのデジタ

ル化が先行している。裁判というのは、申立人も相手方も一同に会して手続を行うというのが基本であったが、それが変わって、コロナ禍の影響もあり、集まることができなくなった。そこで以前から電話で行っていた手続について、Web会議も使いながら運用しているというのが現状であるが、将来的には、民事裁判の訴状がインターネットで提出可能になるなど、デジタル化が進んでいくことになる。また、家庭裁判所の家事調停手続についても、一部の地域では、Web会議が導入されている。刑事裁判の分野でも、デジタル化に向けて具体的な検討段階に入っていることは報道されているとおりである。このような裁判手続のデジタル化の流れの中で、お話しいただいた受付などのデジタル化についても、今後、考えていかないといけないところであると思っている。

## 第6 次回期日及び協議テーマについて

### (1) 次回期日

第1候補日：令和5年5月23日（火）午後1時30分

第2候補日：令和5年5月30日（火）午後1時30分

### (2) 次回協議テーマ

裁判所の広報について